

特 記 仕 様 書

(あかし保健所 誘導灯及び非常照明更新業務)

1 業務実施場所

あかし保健所（明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 4-7）

2 業務内容

(1) 内容

あかし保健所各階に既設している誘導灯及び非常照明を LED ライトに更新する。また階段室(1)・(2)の非常照明については、人感センサー式とする。

(2) 修繕範囲

別添図面による

誘導灯…1 階：19 台 2 階：11 台 3 階：9 台 4 階：10 台 5 階：10 台 6 階：3 台

非常照明…階段室(1)：14 台 階段室(2)：14 台

※非常照明については、図面に表示できていない箇所あり。

(3) 留意事項

- ・業務内訳書には照明器具に適合した LED ライトを含めること。
当該業務は器具更新であり、管球のみ LED 化ではありません。
- ・誘導灯については、消防と協議を行い、適切な区分(A 級・B 級・C 級)のものを設置すること。
- ・非常照明については、現在使用している照明と同等の明るさ、色調の LED 照明を設置すること。
- ・できるだけ省電力に配慮した照明を使用すること。

3 現地作業期間等

(1) 期間

契約締結日の翌日から 2026 年（令和 8 年）3 月 2 日まで。

(2) 現場作業

あかし保健所の開所日は 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く毎日で、開所時間は 9:00～18:00 である。以下のことに留意し、保健総務課職員及び保健所維持管理業者と協議の上、実施すること。

- ・1 階は、主に多目的ホールとして貸出しを行っている（原則、月曜日の貸出しはなし）ため、維持管理業者との調整の上、貸出しのない日に実施すること。
- ・2 階は会議室のため、利用がない日に実施すること。
- ・3～5 階は事務室のため、原則、土、日の実施とするが、作業内容によっては平日実施も可とする。
- ・6 階は清掃員控室があり、維持管理業者との調整の上、実施すること。
- ・階段室(1)・(2)については、実施日の制限はないが、実施時は通行者の安全を確保すること。

4 支払条件

完成後、一括支払い

5 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当係員に報告すること。
- (4) 修繕着手前に作業箇所の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 資機材の搬入・搬出時等において、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 万一、施工中に施設利用者等及び施設・設備等に負傷・損傷等の損害を与えた場合、受注者の責任と負担において対応すること。
- (8) その他本業務に当たり受注者の行うべき消防等関係官公庁及びその他の関係機関への届け出等を行うこと。
- (9) 敷地内は、全面禁煙とする。
- (10) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。